

1. 事業継続と雇用を守り抜くさらなる支援策について

(1) 事業継続支援のさらなる強化

(ア) 持続化給付金対や小規模事業者持続化補助金の更なる推進
新型コロナウイルス感染拡大で売り上げが半減した中小企業など法人に最大 200 万円、個人事業主に最大 100 万円を支払う「持続化給付金」ですが、6 月 1 日時点で 150 万件以上の申請があり、2 日までに 100 万件が支給された。函館市においても多くの経営者から事業継続へ安どの声が広がっております。そこで、国の第 2 次補正予算案では、予算を積み増し支給対象も拡充する。どのような内容となっているのか、また、小規模事業者持続化補助金についても合わせてお聞きする。

答弁

(持続化給付金と小規模事業者持続化補助金の拡充についてのお尋ねですが)

- この度の国の第 2 次補正予算では、「持続化給付金」につきましてこれまで、税の申告方法の違いで対象から外れていたフリーランス、さらに今年創業した中小企業についても対象に加えられる予定となっております。
- 具体的に申し上げますと・事業収入の減少分の証明をこれまで、税務処理上「事業所得」で判断していたものを、フリーランスや専門性の高い個人事業主が、申告するケースが多い「雑所得」や「給与所得」であっても、本業収入であることが証明できる場合には、給付金の対象とすること・今年創業した中小企業や個人事業主であっても、任意で選んだひと月が、1 月から 3 月の月間の売り上げ高の平均と比べて半減していることなどを条件として新たに給付の対象に加えられるものであります。
- また、小規模事業者の販路開拓などの取り組みを支援するための「小規模事業者持続化補助金」について、新型コロナウイルス感染防止対策への投資に要する経費についても新たに、最大 50 万円を補助する「事業再開枠」が設けられる予定であり小規模事業者持続化補助金の上限である 100 万円への上乗せが可能となっておりますので、最大 150 万円の補助に拡充されるものであります。

■ 持続化給付金については、特に個人事業主には、とても救済力のある制度だと思います。しかし、制度の内容を理解できていない方や、制度自体をわからない事業者もまだいるのではないかと思います。そこで、函館市では、「新しい生活様式」普及協力支援で、小売業者等に対し支援金を交付致しますが、その際に持続化給付金の対象かどうか見極め、持続化給付金の制度の説明を行ってもらい対象者にはこの制度を利用していただけるよう働きかけることを要望いたします。

(イ) 事業継続のための家賃補助

雇用を守り、企業・事業の継続を図るための固定費、特にテナントや駐車場、資材置き場等の家賃負担に対する支援について、国が創設を予定しているが、どのような内容となっているのか。

答弁

(家賃支援給付金についてのお尋ねですが)

- 同給付金は、事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、実施される予定となっております。
- テナント事業者のうち小規模事業者等であって、本年5月から12月の間において、・いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少・連続する3ヶ月の売上高が前年同月比で30%以上減少する事業者に対しまして、申請時の直近の月額家賃の3分の2を給付するもので、上限額は月額で法人50万、個人事業主25万、給付月数は6ヶ月分となっておりますが、複数店舗を所有する場合などについては、上限を超える場合の例外措置が設けられ、上限額は月額で法人で100万円、個人事業主は50万円に引き上げることが可能となっております。最大で法人で600万円、個人事業主で300万円が給付されるものであります。

53

(ウ) 国の支援策の周知と相談体制の強化

今国会では、「持続化給付金」の対象者の拡充や「小規模事業者持続化補助金」の上乗せのほか、事業者に対する家賃補助も、今の答弁の内容で検討されている。国の支援策は金額も大きく、事業者にとっては、事業継続にあたって必要な支援であり、市としても制度の周知や相談体制の構築が必要であると考えているがいかがか。

答 弁

(家賃補助など支援制度に対する相談体制等についてのお尋ねですが)

- この国の第2次補正予算では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた事業者に対する支援策が、家賃補助をはじめ数多く盛り込まれているところでありますが、本市におきましては、事業者に対する相談等については、これまでも経済部内で体制を構築し、市の支援策のほか、国や道の事業者に対する支援策についての相談にも対応してきたところでありますので、今後におきましても引き続き、関係機関と連携するとともに、情報収集に努め、事業者の必要な情報が、適宜適切に届くよう努めてまいりたいと考えております。

(エ) 農林漁業者に対する支援強化

国では農林漁業者・食品関連事業者が確実に支援措置を活用できるような仕組みとすることを検討しており、原木保管の強化と林業の雇用維持、漁船漁業・水産加工業・流通業・養殖業等への支援拡充が期待されます。そこで、市としても国の支援に合わせバックアップ体制等を整える必要があると思われるが市としての見解を伺う。

答 弁

(国の支援に合わせたバックアップ体制についてのお尋ねですが)

- 市といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う本市農業・漁業への影響を把握するため、農協・漁協と農水産物の相場や今後の見通しなどについて、頻繁に情報交換を行っているところでございます。
- また、国の第1次補正予算が成立した日の翌日には、本市管内でも対象となる農業者・漁業者がいると思われた「持続化給付金」の周知を農協・漁協に要請したほか、他の支援策が本市農業・漁業の地域性などを考慮した場合に有効なのかについても意見交換を行っているところであり、今後ともこのような連携体制を継続してまいりたいと考えております。

(2) 雇用を守り抜くためのさらなる支援

(ア) 雇用調整助成金の更なる推進

雇用調整助成金については、制度の周知徹底、丁寧かつわかりやすい説明に努めるとともに、相談窓口を設置する等、支援に必要な行政体制の整備に万全を期すことが求められております。市としても施策を講ずる必要があると思われませんが市としての見解を伺う。

答弁

(雇用調整助成金の推進についてのお尋ねですが)

- コロナウィルス感染症の拡大により、経営環境の悪化が広がる中で、企業が支払う休業手当への資金支援である雇用調整助成金は、事業者が労働者の雇用維持や生活の安定を図るうえで、重要な制度であります。
- このため、国におきましては、これまで、助成率の引き上げや支給要件の緩和などの特例措置を順次講じてきたほか、ハローワークの窓口の拡充や社会保険労務士資格を有するアドバイザーの出張相談など、相談体制の強化に努めているところであります。
- 一方、市におきましては、雇用調整助成金の申請書類が多く、その内容も複雑であるといった課題に対応するため、社会保険労務士に申請手続き等を依頼する場合の費用を補助する「函館市雇用調整助成金等申請費用補助金」を創設し、制度の周知とともに、事業者の申請の促進に努めているところであります。
- 今後も、雇用調整助成金の上限額の引き上げや休業対象期間の延長等、制度の拡充が予定されておりますことから、市といたしましても、市の補助金の休業対象期間を国に合わせて延長するとともに、引き続き制度の周知を図り、助成金の一層の活用促進につなげてまいりたいと考えております。

(イ) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の推進

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、多くの働く人が休業を余儀なくされているものの、事業主が支払う休業手当がゼロ、もしくは少額にとどまる例が少なくない。そこで国は事業主から休業手当を受け取れていない労働者の生活を守るための新たな給付金制度の創

設を打ち出した。市としても、ハローワークとの連携を密にし、制度の周知徹底と申請サポートの充実が求められるが、市の見解を伺う。

答弁

(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の推進についてのお尋ねですが)

- 国におきましては、このたびの第2次補正予算に、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった労働者に対する支援策として、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」の創設を盛り込み、早期の実施を目指しているところであります。
- この制度により、無給での休業状態となっている方は、本年4月に遡って、休業前の賃金の8割、月額33万円を上限に支給を受けられることとなりますので、市といたしましても、ハローワークと連携し、ホームページや市政はこだて等を通じて、制度の周知を図るとともに、労働者や事業者からの問い合わせにも、内容に応じ、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

■ 多部局との連携が必要

(ウ) 働きやすい環境整備、再就職支援と新たな雇用機会の創出

新型コロナウイルス感染症対策が講じられる中で、雇用を守り、働きやすい環境を整備するとともに、失業した際の再就職支援に万全を期すことが求められており、地方創生臨時交付金等を活用し、就労の機会が奪われた方に対して、就労意欲低下を防ぎつつ、雇用状態が回復するまでの期間、減収分を補うことができる新たな雇用機会を創出・提供する施策が必要と考えられる。市の見解を伺う。

答弁

(再就職の支援と新たな雇用機会の創出についてのお尋ねですが)

- 本市におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方などを支援するため、「緊急雇用対策」として会計年度任用職員の雇用に取り組んできたところでありますが、函館管内の4月の有効求人倍率は、宿泊業や飲食店の求人数の減少などにより、前月の0.83倍から0.71倍まで落ち込んでおりまして、地域を取り巻く雇用環境は、非常に厳しい状況であると認識しております。

- このような中、国におきましては、雇い止め等による求職者の増加に対応するため、ハローワークの就職支援ナビゲーターを増員し、早期の再就職支援の強化に取り組むこととしておりますが、市といたしましても、若者や中高年者を対象としたジョブカフェ・ジョブサロン函館の開設や、女性の就労支援などの取り組みを通じ、再就職の支援に努めているほか、全国知事会および全国市長会におきましても、離職者の雇用機会を創出する「緊急雇用創出事業」の実施を提言するなど、国に対し、一層の雇用対策への取り組みを求めているところであります。
- 今後、市といたしましては、雇用の維持を図る取り組みとともに、離職を余儀なくされた方への雇用・就業機会の創出についても、喫緊の課題であると捉え、国の動向や、景気・雇用情勢を注視しつつ対応策を検討してまいりたいと考えております。

(3) 資金繰り支援のさらなる強化

(ア) 相談体制の更なる強化と制度の周知徹底

新型コロナウイルス感染症が経済にもたらしている影響は大きく、経済が真に健全な状況へと回復するまでには相応の時間を要すると考えられます。こうした中、各政策金融機関による融資や民間金融機関による保証協会保証付き融資と並び、民間金融機関のプロパー融資も重要な役割を果たすことが期待されます。このため、事業者に対する資金繰り支援については、手綱を緩めることなく、引き続き、全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応していただくことが重要であると考えている。市としても更に相談体制の強化や制度の周知徹底が必要と考えるが見解を伺う。

答弁

(資金繰り支援に対する相談体制等についてのお尋ねですが)

- 小林議員ご指摘のように、事業者が、手元に一定の運転資金を確保しておくという観点で、資金繰り支援への支援は非常に重要であると認識しております。
- 国におきましては、政府系金融機関のみならず、民間金融機関においても実質、無利子・無担保、無保証料で融資を受けることがで

きる制度を用意しているほか、融資を受ける際の保証協会の保証を一般保証とは、別枠とするセーフティ保証や危機関連保証も発動し、事業者の資金繰りを支えているところであります、

- 本市におきましても、セーフティネット保証等の認定事務を担っており、3月上旬から現在までの認定件数は約1,000件に及んでおりますが、経済部内において、課の枠を超えて対応にあたってきたところでもあります。
- 今後におきましても、事業者の迅速な資金繰りを支援するため制度の周知を図るとともに、相談体制も状況によって機動的に対応してまいりたいと考えております。

- 売上が低下→人件費を抑える(休ませる)→雇調金を申請
→返済据置の融資利用で休業手当を支払う
→雇調金で融資返済→手持ち資金をなるべく使わない

(4)「新たな日常」への変革に向けた支援策

(ア) 宿泊・観光業等への支援

宿泊・観光事業者の事業継続・再開に当たり、各事業者におけるガイドラインに基づく計画策定、従業員教育等の取組が適切に準備・実施されるよう、支援を行うことが必要に感じます。また、学校休校やイベント自粛等で中止となった修学旅行等、イベント輸送、地域行事等の延期開催を促進するため、地方創生臨時交付金の活用を含め、必要なスキームの構築を進めることが求められるが、市としての見解を伺う。

答 弁

(観光事業者への支援についてのお尋ねですが)

- 新型コロナウイルス感染症は、本市の観光分野全般に大きな影響を及ぼしており、国の緊急事態宣言の解除後も、需要回復の見通しが立たない現状においては、資金繰りや雇用調整、さらには新しい生活様式へ対応したビジネススタイルへの変革など、様々な課題に、観光事業者は直面しております。
- 観光産業は、経済の復調を図る上で、重要な分野でありますことか

ら、関連事業者へのヒアリングを実施し、必要な施策について、検討してまいりたいと考えており、今後は、国のキャンペーンと連動した需要喚起の取り組みを進めながら、段階的な誘客ターゲットの拡大により、早期の観光需要の回復に努めるとともに、国の基本方針などを踏まえたイベント開催方法の検討など、新しい生活様式に対応した観光地づくりに努めてまいりたいと考えております。

(イ) 新たな生活様式を確保するための ハード・ソフト両面の取組

スポーツ・文化等あらゆる社会的イベント・会合の「新しい生活様式」の下での再開等に必要なハード・ソフト両面の取組が必要と考えるが市の考えを聞く。

答弁

(新しい生活様式での再開に向けた取組みについてのお尋ねですが)

- 「新しい生活様式」につきましては、生活や社会の場面で感染予防策に取り組むことにより、再流行を抑えようとするものであり、国においては、マスク着用や手洗い、人との間隔を空けるなど、具体的に例示し、「新しい生活様式」に取り組むよう呼び掛けているところであります。
- スポーツや文化施設におきましては、このたびの再開にあたり消毒用アルコール設置や、マスク着用の呼びかけといった基本的な感染予防対策に関する掲示に加えて、施設のじょうきょうに応じて、受付カウンターなどへのビニールカーテンの設置、足元にはフットシールの貼り付け、ベルトパーテーションの設置などを行ったほか、施設のガイドラインの作成や、イベント主催者から感染予防対策に関するチェックリストを提出していただくなど、今後とも、感染予防対策を実施していくこととしております。

2. 暮らしを守り抜くさらなる支援策

(1) 学生等への支援

(ア) 家計が急変した大学生等に対する支援の周知や相談窓口の構築

新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変、またはアルバイト先の経営悪化により収入が減少した大学生等が学業を断念す

ることが無いようどのような支援が行われ、周知、並びに相談窓口の構築についてどのような対応が図られているのか伺う。

答弁

(大学生等に対する支援や相談窓口等についてのお尋ねですが)

- 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変など、経済的に困難な大学生等への支援につきましては、高等教育の就学支援新制度、いわゆる「高等教育無償化」および貸与型奨学金により対応が図られているほか、5月には、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』も創設され、一定の条件のもと、住民税非課税世帯の学生には20万円、それ以外の学生には10万円が給付されることとなっております。
- また、市内の一部高等教育機関においては、授業料の分納や納付期限の延長をはじめ、オンライン授業を導入するにあたり、パソコンや機器の貸与など、独自の支援も行われております。
- これら支援の周知につきましては、各高等教育機関において、メールやホームページを活用し、学生に周知が図られているほか、学生の生活、就学などに関せうる相談につきましても、各高等教育機関の学生担当部局が窓口になり、対応が図られているところであります。

(2) ひとり親家庭への支援

(ア) 感染防止に配慮した相談体制

社会的に孤立しがちな、ひとり親家庭等からの相談支援体制を強化することが求められるが、ひとり親家庭サポート・ステーションの相談受付の現状と新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した相談支援体制の構築について、市の考えを聞く。

答弁

(ひとり親サポート・ステーションについてのお尋ねですが)

- 昨年度に開設したひとり親家庭サポート・ステーションは、窓口での面談のほか電話やメールでの相談受付を行っており、従来の相談窓口機能に加え、確実に困りごとの解決にあたるため関係機関への同行のほか、相談者がおかれている状況に応じて、家庭への訪

問など、いわゆるアウトリーチ型の機能も持たせておりますことから、これまでは、対面による利用が多く、メールによる利用は、ほとんどない状況であります。

- 現在、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が解除されましたが、いまだ感染収束の見通しが立たない状況のなか、感染リスクを少なくするため、国や北海道において新しい生活様式による行動変容の実践が示されておりますことから、感染のおそれを懸念して相談に来ることを躊躇している方の負担軽減のためにも、改めてメールでの相談を周知するとともに、スマホやタブレットなどを利用したオンラインによる相談受付についても検討してまいりたいと考えております。

- 新型コロナウイルスは、雇用、住まい、所得などを巡る我が国のセーフティネットの脆弱（ぜいじゃく）さを浮き彫りにしました。
- 中でも、もともと経済的基盤の弱い、ひとり親家庭は想像を絶する状況に置かれています。減収や失業、食費や光熱水費、家賃等の出費がかさみ、「子供がおなかをすかせていても、食べさせるものがない」といった切実な声も伺いました。
- そのため、公明党として、困窮するひとり親家庭への経済的支援を政府へ強く要望してまいりました。
- 今回、児童扶養手当受給者に加え、公的年金などを受給していることにより児童扶養手当の支給が受けられないひとり親家庭や、直近の収入が対象となる水準に下がったひとり親家庭にも、臨時特別給付金を支給することは高く評価します。
- しかし、もともとひとり親家庭の現状は厳しい。今後も状況をフォローし、今回対象とならない、ひとり親家庭も含め、地方創生臨時交付金等を活用し、さらなる支援を検討していただきたいと要望いたします。

(3) 生活困窮者等への支援

(ア) 緊急小口資金・総合支援資金の相談強化

緊急小口資金のオンライン申請を可能にするとともに、緊急小口資金・総合支援資金について、地域に密着した身近な拠点に受付窓口を設置・充実するなど、申請の容易化・窓口体制の強化などが求められております。貸付をより迅速化することが更に必要と思われませんが、これまでの申請実績と対応状況について伺う。

答弁

(緊急小口資金等貸付の迅速化についてのお尋ねですが)

- 緊急小口資金および総合支援資金については、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、収入減少となった方々へ対象を拡大する、特例措置を設け、3月25日から全国の社会福祉協議会において、受付を開始したところであり、函館市社会福祉協議会によりますと5月末時点で、緊急小口資金の申請件数が885件、申請金額が1億2,087万円であると伺っております。
- 受付業務につきましては、4月30日からは北海道労働金庫函館支店で、さらに5月28日からは、函館中央、北、東の各郵便局でも取り扱いを開始しており、貸付の迅速化が進むものと期待しているところではありますが、本市におきましても緊急小口資金と同様に、個人向けの支援策として実施している住居確保給付金の窓口において、生活資金でお困りの方に対し、同貸付制度の利用を促していることから、引き続き連携の強化に努めてまいりたいと考えております。
 - 住居確保給付金等の相談のなかで貸付が必要な方に対し、小口資金の申請書をお場で渡していただくことも早速行っていただいたとお聞きいたしました。社協にでも向かわなくても郵送で申請することによりたらいまわしをせず、市役所内で完結できるということは、相談者の負担も軽くなります。

(イ) 住まいの重点的な支援や確保対策を充実

休業者や失業者等の住まいを確保するため、住居確保給付金での対応や市営住宅の確保などによる支援を行い、その後の住まいの安定につながるよう、住宅セーフティネット制度における家賃低廉化補助制度による当面の重点的な支援を、住まいの確保対策としてできないのか。見解を伺う。

答弁

(住宅困窮者への支援についてのお尋ねですが)

- 新型コロナウイルス感染症拡大に関わっての、市営住宅を活用した支援につきましては、雇用先からの解雇等により、社員寮や社宅などから退去を余儀なくされ、住宅の確保を必要とされている方などへの、緊急避難的な住宅として、市営住宅の一時的な使用を許可し

ているところでございます。

- また、国の住宅セーフティネット制度につきましては、民間の空き家などの有効利用により、公営住宅の補完的な役割も期待されることなどから、制度導入に向け、函館市立地適正化計画における居住誘導のあり方をふまえた、公営住宅の管理戸数の見直しを行っているところであり、総合的な住宅政策を進めていく中で、その役割について、検討して参りたいと考えております。

(ウ) **新型コロナウイルス感染等のための生活保護業務における対応**
一時的な収入の減により保護が必要となる場合、子育てや求職活動等で使用する、自動車の所有に関して不安に思っている市民の方がいらっしゃいます。取扱いについてどのような対策がとられているのか。

答 弁

(新型コロナウイルス感染症の影響による生活保護制度上の自動車の所有に関する 取扱いなどについてのお尋ねですが)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活保護を受給することとなった方への対応において、自動車の保有に関する取扱いにつきましては、受給後において再就職をし、確実に生活保護から自立することが見込まれる場合には、通勤用自動車の保有を認めることとしております。
- また、自動車の保有が認められた方で、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している方が、求職活動に必要な場合や、ひとり親である等の理由から、求職活動を行う際の保育所等へ子どもを送迎する場合については、使用も認めているところであります。

(エ) **配偶者暴力を含む様々な困難を抱えている女性への支援**

貧困 DV を含む暴力等の様々な課題を抱えている女性に対し、SNS 等を活用した相談支援体制を強化・拡充し、「DV 相談プラス」を開設しており、安心できる居場所や一時的に保護できる場所を確保し その際、医療機関との連携を支援することが求められる。市としては、どのように関わっているのかお聞きします。

答弁

(DV相談プラスについてのお尋ねですが)

- DV相談プラスとは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活不安やストレスなどから、DVの増加・深刻化が懸念されることから、現在、運用されているDV相談ナビダイヤルを補完しながら、DV相談体制を強化するため、24時間対応電話の開設や、SNS、メール等を活用した相談支援体制の拡充を図ることとし、国が令和2年4月20日に運営法人に委託して開設したものであります。
- このDV相談プラスに寄せられた相談につきましても、委託事業者において受け付け、対応することとなりますが、相談内容から同行支援や緊急に保護する必要があると判断される場合は、地方公共団体にも連絡があり、速やかな対応や被害者の安全を確保することとなりますので、本市におきましても、このような事案が生じたときは、適切に対応してまいりたいと考えております。

(4) 子どもたちの学習支援

(ア) 学校教育活動の再開への支援

学校を再開するに当たり、校舎の消毒費等の感染症対応等や通学路の整備、交通事故防止対策等どのように考えているのか伺う。

答弁

(学校再開に当たっての取組についてのお尋ねですが)

- 感染症対策の取組といたしましては、こまめな手洗いや咳エチケット、換気をはじめ「3つの密」を徹底的に回避するための身体的な距離の確保など「新しい学校生活様式」を徹底するとともに児童生徒が、感染症について正しく理解し、感染リスクを避けることができるよう感染症対策に関する指導を行っているところです。
- なお、国の令和2年度(2020年度)第2次補正予算の成立後に文部科学省が実施を予定している、学校における感染症対策等の支援事業を活用するなど、各学校へ消毒液などの保健衛生用品の配布や3密対策としての設備改善など更なる感染症対策の強化を図りたいと考えております。
- また、新学期が始まって間もなく臨時休業となり、当行に不慣れな新1年生もおりますことから、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点も踏まえた安全指導の実施や地域と連携した見守り活動の実

施など登下校時の児童生徒の安全確保に取り組んでいるところで
す。

(イ) 子どもたちの学びの保障に必要な人的体制の確保

今後、一定期間にわたって休校、再開を繰り返す可能性があることを踏まえ、各学校の状況に応じた指導体制を確保するため、教員の加配等、学校のマンパワーを抜本的に強化すること。

答弁

(人的体制の確保についてのお尋ねですが)

- 各学校において臨時休業期間が長期にわたったことにより、指導できなかった内容を確実に指導するため、日常の授業と家庭学習とを組み合わせたり、指導の順序を変更したりするなど、効果的・効率的な学習指導を進める必要があります。
- 一方、「新しい学校生活様式」を踏まえた、施設内の消毒作業、感染予防の指導、児童生徒の心のケアなど、新たな業務が加わったことで、教職員の負担が増大していることから、緊急雇用対策により雇用した会計年度任用職員20名を学校へ派遣し、負担の軽減を図っているところであります。
- 教育委員会といたしましては、さらばる人的体制の整備に向け、文部科学省の緊急対策パッケージにより、新たな人材の配置を可能とする旨が示されたことから、今後、国や道の動向を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

■ 緊急対策パッケージ 受験生等への支援の為、人材確保。

(ウ) 小中学校におけるオンライン教育の実施・充実の為の環境整備について

午前中の答弁でタブレット支給や Wi-Fi 環境の整備について承知いたしました。校内 LAN の高速化など工事のスケジュールはどのようになっているのかお聞きする。

答弁

(オンライン教育の実施・充実のための環境整備についてのお尋ねですが)

- 文部科学省は、GIGA スクール構想の実現に向けて、児童生徒 1 人 1 台の学習端末の整備や校内通信ネットワーク整備の補助金について令和元年度(2019 年度)および、令和 2 年度(2020 年度)補正予算において、予算措置したところです。
 - 本市におきましては、1 人 1 台の学習端末を整備する方向で検討しているほか、膨大なデータ処理が可能となるよう、既に整備している校内 LAN を高速化するために、現在、すべての小・中学校の現地調査を実施しており、8 月までに実施設計を完了した後、10 月中旬から順次、工事に着手し、今年度中に整備を完了する予定であります。
- H31.4 月より、「学校教育法等の一部改正する法律」が施行され、学習用デジタル教科書を制度化されております。まだ、すべての教科でのデジタル化はできないと承知しておりますが、導入への一歩が示されたのではないかと感じております。

(5) 避難所の感染防止対策

(ア) 避難所における感染防止対策の強化等

新型コロナウイルス感染症の流行が続いている中、感染症対策のために、避難所ではマスクや消毒薬などの物資が必要になると思うが、市では今後、どのような物資を備蓄するのか。また、避難所においては、密集・密接・密閉、いわゆる「3密」を避けるための感染症対策が必要になると思うが、市の対応について、お聞きしたい。

答弁

(感染症対策のための備蓄等についてのお尋ねですが)

- 避難所における感染症対策としては、災害時の民間協定に基づく物資の提供を前提として、予防のため避難者にマスクの着用の呼びかけなどを行うこととしておりますが、
- このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、今後、使い捨てマスクや消毒液、体温計、ハンドソープ、ペーパータオルなどを、備蓄してまいりたいと考えております。
- また、感染症が流行しているときに災害が発生した場合、密集を防ぐため、世帯間の間隔を一定程度とることや、避難者の状況に応じ

て、体育館だけでなく教室等の活用，発熱，咳等の症状が出た方のための専用スペースの確保のほか，定期的な換気なども行い，感染症対策に努めてまいりたいと考えております。

■「3密」を避けるための感染症対策としては、不十分な答弁だと思います。段ボール間仕切り・ベッド、パーテーション、スペースを考えるとテントなどの備蓄や整備を見直していただきたいと思います。地方創生臨時交付金等を活用し、対策をしていただくよう要望いたします。

3. 医療および介護・障がい者福祉サービス事業者等へのさらなる支援策について

(1) 医療提供体制、感染防止対策の強化

(ア) 医療提供体制、宿泊療養体制、検査体制の強化等

新型コロナウイルス感染拡大の第2波や再流行に備えて、医療提供体制、宿泊療養体制 および検査体制の強化について伺う。

答弁

(新型コロナウイルス感染症対策に係る体制強化についてのお尋ねですが)

- 本市における新型コロナウイルス感染症については、これまで 7 例発生しておりますが、4 月 21 日を最後にひと月以上発生していない状況であり、道内でも札幌市などの道央地域と比べて、比較的落ち着いた状況が続いていると認識しております。
- しかしながら、先般も国の専門家会議におきまして、医療提供体制の強化など、次なる波に備えた長丁場の対応が必要であるとの提言がなされたところであり、市としても、病床確保などの医療提供体制の強化や宿泊療養施設のための施設設備の検討協議、PCR 検査体制の地域間連携の協議など、次なる波に備えて、北海道や函館市医師会など関係機関と必要な協議を進めているところであります。

■ 検査体制の強化については、PCR 検査の迅速化などに貢献する全自動検査装置を各自治体に導入を促すよう国では働きかけ

ております。函館病院では、コロナ以外の検査も平時から行っております。また、今後、施設等で感染者が出た場合、濃厚接触者全員にPCR検査をすることを見据え、導入するよう要望いたします。

(イ) 院内感染・施設内感染の防止対策

院内感染・施設内感染を防止するため、財政上の支援を行うことが求められており、重点医療機関以外に対しても十分な支援が必要だと思いが市の見解を伺う。

答弁

(院内感染・施設内感染防止に係る支援についてのお尋ねですが)

- 新型コロナウイルス感染症の次なる波が来た場合に備え、医療機関等においては、それぞれの専門的な役割分担のもと、必要な医療や福祉サービスを継続して提供することが求められており、そのためには、徹底した感染症対策が重要であると考えております。
- この度の国の第2次補正予算案において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が抜本的に拡充され、医療機関等における感染拡大防止のための支援について示されておりますことから、今後、国が示す具体的な内容を確認し、必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

(2) 介護・障がい者福祉サービス事業者等への支援

(ア) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

感染発生の有無にかかわらず、感染予防の取組を行いつつ弾力的にサービスの提供を継続する介護・障がい福祉施設・事業所に対する支援事業を国で行う予定だが、感染症対策の徹底として、どのような対策が検討されているのか伺う。

答弁

(介護施設等に対する支援事業の拡充についてのお尋ねですが)

- 函館市新型コロナウイルス感染症緊急対策の第1次補正分として、感染予防に必要となる衛生用品について、市においてマスクを購入し、福祉施設等に配付したほか、各施設等において感染防止の

ため必要なマスクや消毒液等の購入費用の助成，さらに，緊急対策の第2次補正分として，通所系事業所による訪問等のサービスを行った場合に要する「かかり増し経費」を助成する「サービス継続支援事業費補助金」を創設し，施設や事業所において，適切な新型コロナウイルス感染防止対策を行った上で，サービスを継続して提供するための支援を行うこととしております。

- 現在，国の令和2年度第2次補正予算案で計上されている「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」においては，感染症対策に要する物品購入や，外部専門家等による研修実施，多機能型簡易居室の設置等の支援事業が示されており，市といたしましても，北海道とも連携しながら，事業の実施に向け取組を進めてまいりたいと考えております。

(イ) 施設・事業所従事者、職員に対し慰労金支給

新型コロナウイルス感染症への対応で、医療機関の医療従事者や職員に対しては、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」において慰労金を給付するとのことですが、介護・障がい福祉施設の従事者にも、使命感を持って業務にあたってきた関係者に、慰労金を支給することが検討されているがどのような内容となっているのか伺う。

答弁

(介護施設等の職員への特別手当についてのお尋ねですが)

- 国の令和2年度第2次補正予算案で計上されている「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」において，介護および障害福祉サービスの事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業が示されております。
- 具体的には，新型コロナウイルス感染症が発生した，または濃厚接触者に対応した事業所等に勤務する職員に対して，1人当たり20万円を支給，また，それ以外の施設・事業所に勤務し，利用者との接触を伴うサービスに携わる職員に対して，1人当たり5万円を支給する，というものでございます。

(ウ) 施設・事業所における感染予防対策の拡充

国が作成予定の各サービス内容や場面に応じた感染予防のため

の実践的なガイドラインの、整備や動画を、市が積極的に現場に展開し利用者の安心につなげることが求められるが市の見解を伺う。

答弁

(感染予防のためのガイドライン等のサポートについてのお尋ねですが)

- 市におきましては、これまでも国から各種通知の事業者への周知や、必要に応じ、訪問指導を実施してきておりますが、今後、社会福祉施設における感染拡大予防ガイドライン等が公表され次第、速やかに各施設および事業者へ周知するほか、感染対策等チェックリストを配布し、状況の把握に努めるとともに、適宜、施設等を訪問して助言するなどの対応をしまいたいと考えております。
- また、今後予定している介護サービス等事業所の実地指導の際においても、各事業所が作成している感染予防マニュアルの見直しや従事職員に対する研修などの進捗状況を確認するなど、事業者への指導を一層強化し、継続的なサービス提供が可能となるよう、支援をしまいたいと考えております。

(エ) 高齢者・障がい者の施設・事業所でのサービス利用再開支援

今後の状況に応じて、介護・障がい福祉施設・事業所において、従前の利用者がサービス利用を安心して再開できるよう、施設・事業所が事前に利用者の健康状態、配慮すべき事項等の確認など、本人や家族とのきめ細かな相談、行政等との連携等を行えるよう市としてどのように考えているのか伺う。

答弁

(介護等の施設や事業所のサービス利用再開への支援についてのお尋ねですが)

- 本市におきましても、利用者本人や家族の意向による利用控えや、事業所側の感染拡大防止の取組によるサービス提供の自粛などが一定程度生じているところでありますが、
- サービス利用の再開にあたっては、感染リスクを踏まえた生活環境の変化に伴う、利用者の健康状態への影響などを考慮し、本人や家族のアセスメントを十分に行う必要があることはもとより、従前にも増して感染拡大防止対策を講じる必要があることなど、利用者が安心してサービスを利用できるよう、事業所に対し、様々な周知に努め

てまいりたいと考えております。

- なお、国においては、第二次補正でケアマネジャーなどがアセスメントやニーズ調査などを実施した場合の交付金が計上されており、事業内容の情報収集に努め、サービス再開に向けた支援をしてまいりたいと考えております。

- (オ) 高齢者・障がい者の自治体による住民サービスへのつなぎ直し
 今後の状況に応じて、自治体が、孤立化、健康状態の悪化が懸念される在宅の高齢者や障がい者の見守り等の訪問の活動を再開し、医療・福祉分野と連携しつつ、本人・家族とのきめ細かな相談の上、健康維持、リクリエーション等の地域の住民サービスへのつなぎ直しを行うことが求められております。また、住民サービスの再開に当たって、感染症の第2波以降への備えも念頭に、必要な人員確保、施設・機材等の費用について支援することが必要だと思いが、今後の見解を伺う。

答弁

(高齢者等の住民サービスへの支援についてのお尋ねですが)

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、高齢者や障がい者に限らず、多くの市民の方が、外出を控え、居宅で長い時間を過ごしていたことが想定されており、このような環境下で、生活が不活発な状態が続くことにより、心身の機能が低下することが懸念されるところであります。
- 本市におきましても、高齢者の見守り活動や健康維持のための教室など、一時的に休止、延期するといった状況にありましたが、現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じたうえで、こうした住民サービスの活動再開を予定しているところであります。
- また、住民主体の活動に際しましては、ソーシャルディスタンス、マスクの着用、手洗いの励行など、「新しい生活様式」の実践に向けたアドバイスを行うなどにより、感染のリスクには十分に留意しつつも、健康の維持に向けた取組みが可能となるよう、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

一通り質問をさせて頂きました。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の対応について、国の第2次補正を中心に函館市緊急対策3次補正を視野に質問をさせて頂きました。

昨日、緊急対策2次補正が成立いたしました。まだまだ、対策を講じる必要があります。質問の中で、国の支援策へのフォロー体制、ひとり親世帯の更なる支援、避難所での三密対策、PCR検査全自動検査装置の導入等、要望をさせて頂きました。

最後に、地方創生臨時交付金の配分がまだ見えていない状況ですが、今後の支援策も含め市長の総括をお願いいたします。